

一般社団法人 奈良県サッカー協会 第4種委員会 役員規程

第1章 総則

第1条 (目的)

- 1 この規程は、一般社団法人 奈良県サッカー協会 第4種委員会（以下「第4種委員会」という。）の役員の選任、就任、退任、服務および、定年その他役員に関する基本的事項について定めたものである。
- 2 ここに定める以外の事項は、第4種委員会の決定に従うものとする。

第2条 (役員の定義)

役員とは、各ブロック（奈良・生駒・北葛・南葛東和）より選任された委員、委員長が推挙する監事および顧問をいう。

第3条 (適用範囲)

この規程は原則として、役員に適用する。

第4条 (役員の種別)

役員は以下の各号の定めるとおりとする。

- ① 委員長
- ② 副委員長
- ③ 事務局長
- ④ 総務委員長
- ⑤ 競技委員長
- ⑥ 技術委員長
- ⑦ 審判委員長
- ⑧ 規律裁定委員長（副委員長兼任）
- ⑨ 施設委員長
- ⑩ 女子担当委員
- ⑪ ブロック長
- ⑫ ブロック選出委員
- ⑬ 監事
- ⑭ 顧問

第2章 選任・就任・任期

第5条 (役員の選任)

役員の選任は第4種委員会の推薦を受け、総会（代表者会議）の決議によるものとする。

第6条（役員に就任する場合）

役員に選任される場合は、ブロックの推薦を受け、委員長の承認を得る。

第7条（委員長等の選任）

第4種委員会は、その決議に基づいて、役員の中から委員長を選任しなければならない。なお、必要がある場合は各種委員会の担当委員長を選任することができる。

第8条（役員の任期）

役員の任期は以下の各号のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

- ① 第4種委員 2年
- ② 監事 2年
- ③ 顧問 2年

第3章 退任

第9条（役員の退任）

役員の退任は任期満了、辞任、解任、資格喪失または定年による。

第10条（任期満了）

役員はその任期が満了したときに資格を失う。ただし、法令・定款及び日本サッカー協会が定める規則に、別の定めのあるときはこの限りではない。

第11条（辞任）

- 1 役員が辞任する場合は、原則として2ヶ月前までに委員長に届け出るものとする。
- 2 役員を辞任する場合は、業務上の引継ぎを完了し、かつ辞任後も在任中の業務について責任を負わなければならない。

第12条（解任）

役員の解任は第4種委員会の承認を得て、これを行う。

第4章 服務

第13条（心得）

役員は業務の執行にあたって、以下の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- ① コンプライアンスに関する高い意識を持ち、所管業務を遂行すること。
- ② （一社）奈良県サッカー協会 第4種委員会 内規に従って各種大会を遂行すること。
- ③ （一社）奈良県サッカー協会の方針および委員長の指示に基づいて業務を計画的に処理すること。
- ④ 所轄部門の統一を図り、他部門との連絡を密にすること。

第14条（禁止事項）

役員は以下の各号に定める行為をしてはならない。

- ① 職務上の地位を利用して、手数料・リベート・供給を受ける等、職務の公正を害し、または害する恐れのある行為をすること
- ② 第4種委員会の機密を漏らし、または委員会の不名誉・不利益となる行為をすること

第5章 定年

第15条（役員の設定）

1 役員の設定は以下の各号に定めるとおりとする。

- ① 第4種委員 65歳
- ② 監事・顧問 70歳

2 前項の設定は定年年齢に達した後、最初に到来する任期満了の日とする。

第6章 その他

第16条（規程）

1 この規程を改廃する時は、第4種委員会に出席した委員の3分の2以上の議決を得なければならない。

（出席には委任状も含む）

2 本第4種委員会は、本規定のほか、（一社）奈良県サッカー協会第4種委員会規約を遵守する。

附則

この規程は2024年4月1日より施行する。